

新見市バイオマス活用推進計画

岡 山 県 新 見 市

平成29年2月

目 次

第1	新見市の概況について……………	1
1	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要……………	1
2	新見市における過疎の状況……………	2
第2	人口及び産業の推移と動向について……………	4
第3	新見市バイオマス推進計画の策定について……………	9
1	目的……………	9
2	計画期間……………	9
第4	地域のバイオマス利用の現状と目標について……………	10
1	バイオマスの種類別賦存量と利用量……………	10
2	バイオマスの利用目標……………	11
第5	バイオマスの活用に関する取組方針について……………	12
1	バイオマス資源活用の基本的事項……………	12
2	各バイオマスの取組方針……………	12
第6	実施体制について……………	13
1	実施体制……………	13
2	各関係者の役割……………	13
第7	新見市バイオマス推進計画の中間評価と事後評価について……………	15
1	中間評価の実施……………	15
2	事後評価の実施……………	15

第1 新見市の概況について

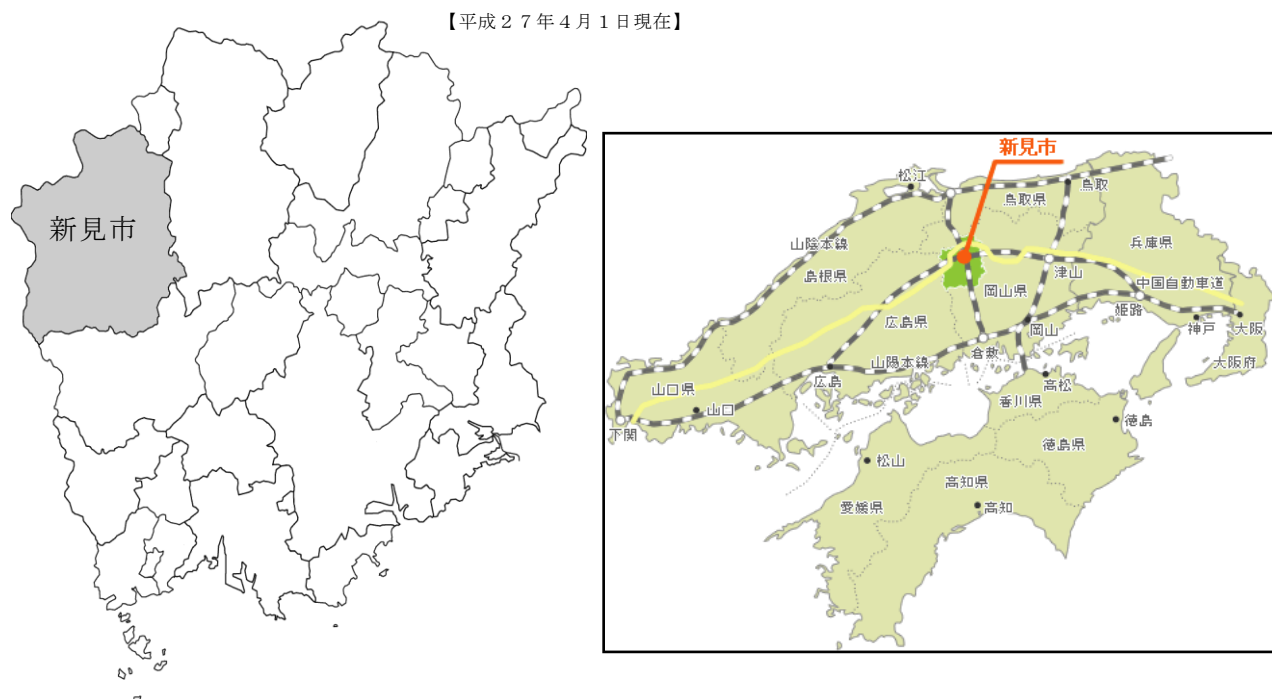
1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(1) 自然的条件

ア 位置

本市は、岡山県の西北端にあり、北は中国山地に連なり鳥取県日野郡に接し、南は高梁市、東は真庭市、西は広島県庄原市に接している。

図－1 位置図



イ 地 勢

本市の面積は、793.29km²で、岡山県の11.2%を占め、全域が中国山地の脊梁地帯に属するため起伏の多い地形で、86.1%にあたる682.69km²を森林が占めており、耕地は3.9%にあたる30.60km²である。

市の中心部を最北部千屋花見に源を発する県下三大河川の一つである高梁川が南北に貫流し、これに注ぐ東部から熊谷川、小坂部川、西部からの西川が合流して本流を形成し、これらの合流した地帯及び川沿いにわずかな平地が開けている。平地の標高はおおむね200～350mである。

ウ 気 象

気象条件は、県南部に比べ気温がやや低く、雨量は若干多い。総じて夏はしのぎやすく、冬は比較的厳しい条件にあると言える。特に、市の北部は冬期積雪の期間がかなり長く、南部は比較的温暖である。

（２）歴史的条件

新見市は、古代の律令制のもとで、高梁川の東側は阿賀郡、西側は哲多郡と呼ばれ、明治のはじめまで砂鉄を溶かすたたら製鉄が盛んに行われていた。

平安時代末期になると、税を納めないという特権を持つ荘園に組み入れられていく地域も多く見られるようになり、新見庄、永富保などの荘園が整えられ、新見庄の荘園領主であった京都東寺には、現在も関係文書が多く残されている。

江戸時代になると、元禄１０年には、関備前守長治が初代新見藩主として移封された新見藩、高梁の松山藩、幕府直轄の天領に分割され、その後、明治４年の廃藩置県で新見藩は新見県に、他の地区は倉敷県となり、その後の変遷を経て明治８年に岡山県に合併された。

明治２２年に市町村制が施行され、明治３３年に阿賀郡（旧北房町を除く）と哲多郡が合併して阿哲郡となり、昭和３０年頃の「昭和の大合併」などを経て、新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町となった。

その後、平成１７年３月３１日には新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町が新設合併し、現在の新見市が誕生した。

（３）社会的、経済的諸条件

J R 伯備線、姫新線、芸備線の結節による交通の要衝として発展し、基幹産業として農林業のほか豊富な石灰資源を中心とした石灰石関連企業が繁栄してきたが、日本経済が高度成長期に移り、特に農林業の就業者と若年労働者が都市へ流出した。

さらに、バブル経済が崩壊してからは景気の低迷が長期化しており、市内の産業界も厳しい現状であるが、これまでに取り組んできた企業誘致等により新たな雇用の創出や地域活性化が図られている。さらに、県営工業団地へも同様に企業誘致を進めており、一定の成果が認められることから、今後も積極的に誘致活動を行う必要がある。

一方、伯備線の複線化や国道１８０号、１８２号、主要地方道、一般県道の整備などに加え、中国自動車道、岡山自動車道、米子自動車道、鳥取自動車道の充実により、県南や山陰をはじめ、京阪神、広島、四国との結び付きが一層強化されたことから、県境を越えた近隣市町村との広域的な連携を図る取り組みを今後も引き続き行い、これらの条件を生かした自立促進に努めていかなければならない。

また、本市と岡山空港を結ぶアクセス道路である、主要地方道長屋賀陽線（備北新線）の交通難所を解消するため、県により整備が進められている。

２ 新見市における過疎の状況

（１）過疎現象とその原因

昭和３０年代後半からの高度経済成長に伴い、全国的に人口が都市へ集中する傾向が続き、４０年代においては、若年層の流出に加え、世帯主の出稼ぎ、挙家離村などによる人口減少が見られた。

５０年代に入り、経済が安定成長に移行し、大都市における過密の弊害から農村部へのＵターン現象、さらに、ＩターンＪターン現象がみられたが、人口の減少は依然続いており、平成２２年の人口を昭和３５年と比べると４５．６％の大幅な減少を示した。

特に、若年層の大量流出という現象は、高度成長期から現在に至るまで変わらず構造的なものとなっているが、昨今では急速な高齢化の進行や少子化に伴う自然減現象が見られる。

このことは、ゆとり、豊かさを重要視する国民のライフスタイルの変化、U I J ターンの普及等により、「都市から地方への移住・交流」の気運が高まってきている中においても、本市においては中山間地域という地理的条件のもと、就業の場が少ないことや若者の都会志向などにより、人口減少傾向が続いているものと考えられる。

（２）これまでの対策と現在の課題、今後の見通し等

ア 産 業

農林業の現状は、米、野菜、果樹等を主要作物として畜産及び林業を複合した経営形態となっている。また、第２種兼業農家が多く経営規模が小さいことから、農家経済は農外収入に依存するところが多い。これまで、農林道整備をはじめ経営近代化施設の設置、生産基盤の整備、地域特性を生かした特産品開発、地場産業の振興を図っているが、農林畜産業従事者の高齢化や担い手不足などの影響により、耕作放棄地や未整備森林の増加などが深刻化していることから、農業生産法人の設立支援や新規就農者の確保、認定農業者・農林業への企業参入等担い手への農地の集積や林地の団地化による規模の拡大を図り、農林畜産業の自立促進に努める必要がある。

鉱工業は、電気機械器具製造業、石灰業に代表される窯業・土石製品製造業が、本市の製造品出荷額の７０％を占める主要な産業となっている。中でも、自動車部品に代表される電気機械器具製造業が４０％を占めている。また、本市の石灰業は、輸送距離や労働人口の減少、高齢化などの課題を抱えているが、全国の石灰石産地と比較して高純度・高白色等の優れた特性があり、用途の拡大や付加価値の高い２次製品の研究開発、設備の近代化等に取り組んでおり、今後も本市の主要産業としての発展が期待されている。

その他、食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業の事業所が主体で、長期の景気低迷などによって、国の経済対策に取り組んでいるため、持ち直している。

平成２６年度には、県営新見工業団地に携帯電話の部品を製造する企業の立地につき、哲西町大竹地内に木材市場、唐松地内にプラスチック製品製造業の計３社が立地し、操業している。引き続き、県営新見工業団地等への優良企業の誘致を積極的に進め、若者雇用の場の確保に努める必要がある。

イ 商 業

商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、車社会の進展等による県南の大型店への購買力の流出、商圈人口の減少、小規模事業者の後継者不足といった厳しい状況にある。これまで既存の商店街を中心に環境整備や集客の催し等を開催するとともに、観光と歴史を結びつけたまちづくりを推進し、商店街の活性化を図っている。また、ライフスタイルの変化からコンビニエンスストア、大型店舗の立地等により活性化が図られている一方、商店経営は厳しい状態にあり、共存共栄の立場で利便性の高い商店街づくりに努める必要がある。

ウ 観 光

観光では、井倉洞、満奇洞の整備のほか羅生門、井倉峡、草間自然休養村、さらには、新見美術館や御殿町周辺との連携を図る。また、新見千屋温泉、鳴滝周辺、大佐山、神郷温泉、すずらんの園、鯉が窪湿原などの施設の充実を図るとともに、各種イベントなどソフト事業の展開による観光客の「滞留時間」延長に努めている。

都市住民においては、自然、ふるさと志向が年々高まっているほか、団塊の世代と呼ば

れる人々も田舎暮らしへの関心が高まるなど、快適な農山村志向へと変革していることから、広域的視点にたって、新見千屋温泉近くに整備したスキー場などを交流の拠点として観光振興を図っている。また、そば道場や別所アウトドアスポーツセンター、大佐山、道の駅鯉が窪、干子リゾートなど体験型観光施設を有効に活用し、「見る」観光から「体験」する観光への転換を図っている。更に、食をテーマにした新見が誇る千屋牛、キャビア、ピオーネなどの高級食材の魅力を高め、商品のブランド化や交流人口の増加を図る必要がある。

第2 人口及び産業の推移と動向について

本市の総人口は、表1-1(1)のとおり、平成22年国勢調査人口は、33,870人で前回調査に比べ2,203人(6.1%)減少した。昭和35年から45年までは、調査毎に約1.1%減少したが、以後昭和60年まで減少率は鈍化した。しかし、昭和60年から平成2年までは4.0%減少し、さらに平成2年から平成7年までに5.6%減少した。平成7年から平成12年には3.5%の減少であり総人口の減少率はやや鈍化した。0歳から14歳の人口は16.2%の減少となり、高齢者比率は、30%を超えた。以降の調査においても、高齢者比率は上昇し、0から14歳人口及び若年者比率は減少しており、少子高齢化が進行している。

年齢階層別では、昭和35年に21.1%であった若年者比率は、平成22年に11.7%となっている。高齢者比率は、昭和35年調査以降、平成12年調査ではじめて30%代となり、平成22年には34.9%と3人に1人以上が高齢者となっている。

国立社会保障・人口問題研究所推計(表1-1(3))によると、平成32年(2020年)から老年人口も減少に転じ、平成67年(2055年)には平成22年(2010年)の人口がほぼ半減となる推計になっている。

次に産業構造(表1-1(4))をみると、平成22年の就業人口は15,475人で、年々減少傾向にある。第3次産業就業者比率が最も高く、昭和60年の40.1%から平成22年では56.3%と5割を超え、産業構造の3次化が進んでいる。一方、第2次産業就業者比率は平成2年以降低下傾向にあり、平成12年までは3割を超えていたが、平成17年度以降は3割を切り、平成22年には28.5%となっている。また、第1次産業就業者比率も低下傾向にあり、昭和60年には27.1%であったものが、平成22年には15.2%と大きく減少している。

表 1－1 （１）人口の推移（国勢調査）

(単位：人・%)

区 分		昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年	
		実 数		実 数	増減率	実 数	増減率
総 数		62, 297		55, 164	△11. 4	48, 967	△11. 2
0 歳～14 歳		21, 280		16, 367	△23. 1	11, 936	△27. 1
15 歳～64 歳		36, 276		33, 782	△6. 9	31, 438	△6. 9
	うち 15 歳～ 29 歳(a)	13, 151		10, 433	△20. 7	8, 955	△14. 2
65 歳以上(b)		4, 741		5, 015	5. 8	5, 593	11. 5
(a)/総数 若年者比率		21. 1		18. 9	—	18. 3	—
(b)/総数 高齢者比率		7. 6		9. 1	—	11. 4	—
区 分		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数		46, 726	△4. 6	44, 882	△3. 9	44, 019	△1. 9
0 歳～14 歳		9, 740	△18. 4	8, 637	△11. 3	8, 326	△3. 6
15 歳～64 歳		30, 815	△2. 0	29, 219	△5. 2	28, 133	△3. 7
	うち 15 歳～29 歳(a)	8, 535	△4. 7	7, 344	△14. 0	6, 676	△9. 1
65 歳以上(b)		6, 171	10. 3	7, 026	13. 9	7, 560	7. 6
(a)/総数 若年者比率		18. 3	—	16. 4	—	15. 2	—
(b)/総数 高齢者比率		13. 2	—	15. 7	—	17. 2	—

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	42, 264	△4. 0	39, 891	△5. 6	38, 492	△3. 5
0 歳～14 歳	7, 204	△13. 5	6, 205	△13. 9	5, 199	△16. 2
15 歳～64 歳	26, 324	△6. 4	23, 378	△11. 2	21, 659	△7. 4
うち 15 歳～29 歳(a)	6, 091	△8. 8	5, 395	△11. 4	5, 576	3. 4
65 歳以上(b)	8, 736	15. 6	10, 306	18. 0	11, 634	12. 9
(a)/総数 若年者比率	14. 4	－	13. 5	－	14. 5	－
(b)/総数 高齢者比率	20. 7	－	25. 8	－	30. 2	－

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	36,073	△6.3	33,870	△6.1
0 歳～14 歳	4,469	△14.0	3,922	△12.2
15 歳～64 歳	19,745	△8.8	18,111	△8.3
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,892	△12.3	3,951	△19.2
65 歳以上 (b)	11,859	1.9	11,837	△0.2
(a)/総数 若年者比率	13.6	—	11.7	—
(b)/総数 高齢者比率	32.9	—	34.9	—

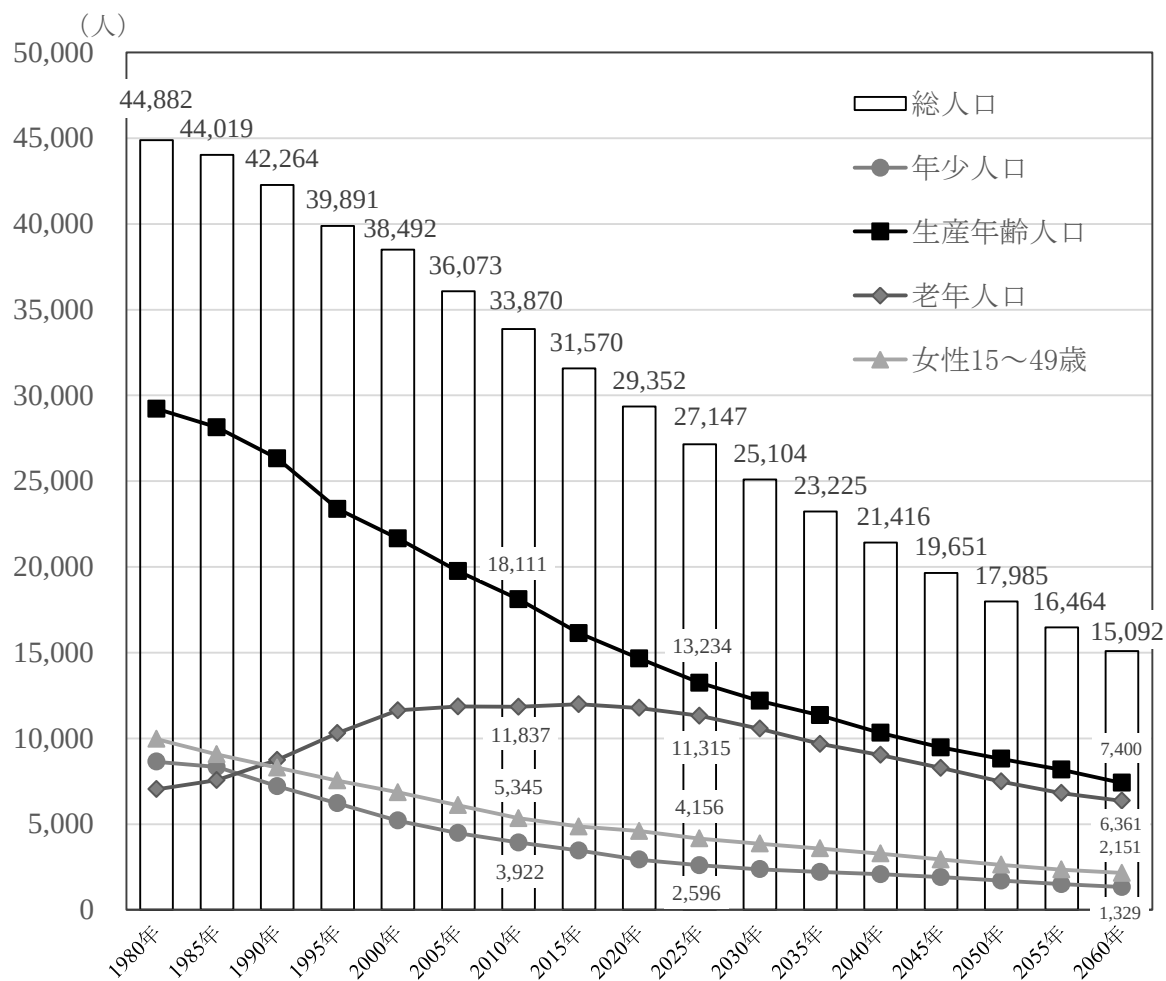
表 1－1（２）人口の推移（住民基本台帳）

（単位：人・％）

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	38,779	—	36,821	—	△5.0	34,386	—	△6.6
男	18,535	47.8	17,573	47.7	△5.2	16,413	47.7	△6.6
女	20,244	52.2	19,248	52.3	△4.9	17,973	52.3	△6.6

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数（外国人住民除く）		32,037	—	△6.8	31,470	—	△1.8
男（外国人住民除く）		15,358	47.9	△6.4	15,104	48.0	△1.7
女（外国人住民除く）		16,679	52.1	△7.2	16,366	52.0	△1.9
参 考	男（外国人住民）	67	31.0	—	67	30.5	0
	女（外国人住民）	149	69.0	—	153	69.5	2.7

表 1－1（3）人口の見通し



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

表 1－1（４）産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人・％）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	30,750	27,856	△9.4	27,284	△2.1	25,345	△7.1
第一次産業 就業人口比率	62.3	55.2	－	47.6	－	34.6	－
第二次産業 就業人口比率	13.2	15.8	－	21.1	－	29.7	－
第三次産業 就業人口比率	24.5	29.0	－	31.3	－	35.7	－

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	24,696	△2.6	23,499	△4.8	21,752	△7.4	20,691	△4.9
第一次産業 就業人口比率	30.0	－	27.1	－	20.9	－	20.0	－
第二次産業 就業人口比率	30.3	－	32.9	－	35.8	－	33.8	－
第三次産業 就業人口比率	39.7	－	40.1	－	43.3	－	46.2	－

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	18,884	△8.7	17,912	△5.1	15,475	△13.6
第一次産業 就業人口比率	16.8	－	17.9	－	15.2	－
第二次産業 就業人口比率	32.6	－	29.6	－	28.5	－
第三次産業 就業人口比率	50.6	－	52.5	－	56.3	－

第3 新見市バイオマス推進計画策定について

1 目的

バイオマスとは、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）」であり、持続的に再生可能な資源として、積極的な活用が求められている。

本市の産業として、農業では水稻を中心とし、特産品のピオーネ、もも、トマト、リンドウの栽培を推進しており、畜産業では、地域ブランド牛の「千屋牛」や高品質の豚、鶏が飼育されており、「千屋牛」と豚については今後増頭の計画がある。

また、森林面積が市全体の約86%を占め、その内人工林の占める割合は約59%となっているなど、これらから排出されるバイオマスが存在している。

こうした中山間地域にあるバイオマスを最大限に活用し、地域活性化やエネルギーへの利用など、新たな産業創出を図っていく必要がある。

2 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とする。

なお、計画開始から5年目に中間評価を行い、必要に応じ見直しを行ったうえで、最終年度（10年目）に事後評価を実施する。

第４ 地域のバイオマス利用の現状と目標について

１ バイオマスの種類別賦存量と利用量

本市におけるバイオマスの種類別賦存量と利用量は次のとおりである。

バイオマス		年間賦存量	変換・処理方法	年間利用量	利用・販売	利用率
廃棄物系バイオマス						
家畜排せつ物	乳牛ふん尿	1,837 t	堆肥化	1,653 t	堆肥	90%
	肉牛ふん尿	29,478 t	堆肥化	26,530 t	堆肥	90%
	豚ふん尿	21,337 t	堆肥化	19,203 t	堆肥	90%
	鶏ふん	40,636 t	堆肥化	36,572 t	堆肥	90%
家庭及び事業ごみ	資源ごみ	1,485 t	分別収集	1,483 t	リサイクル	99%
	不燃ごみ	208 t	埋立処分	74 t	リサイクル	0.1%
	粗大ごみ	262 t	破碎分別処分			
製材残材	端材	774 t	チップ化	774 t	発電、製紙	100%
	おが粉	1,341 t	敷料	1,341 t	敷料	100%
汚泥	下水	14,547 t	堆肥化・焼却	14,505 t	堆肥	99%
	浄化槽	7,444 t	堆肥化	7,444 t	堆肥	100%
	農集・小規模	755 t	堆肥化	755 t	堆肥	100%
	し尿等	567 t	堆肥化	567 t	堆肥	100%
未利用バイオマス						
圃場残さ	稲わら	952 t	飼料・粉碎	856 t	飼料・堆肥	90%
	もみがら	1,179 t	堆肥化	707 t	堆肥・敷料	60%
林地残材	搬出間伐	9,696 t	チップ化	0 t	—	0%
	切捨間伐	2,112 t	チップ化	0 t	—	0%

2 バイオマスの利用目標

本市におけるバイオマスの利用目標は次のとおりである。

バイオマス		平成 27 年度 利用量	平成 27 年度 利用率	平成 38 年度 利用量	平成 38 年度 利用率
廃棄物系バイオマス					
家畜排せつ物	乳牛ふん尿	1,653 t	90%	2,000 t	95%
	肉牛ふん尿	26,530 t	90%	31,000 t	95%
	豚ふん尿	19,203 t	90%	19,000 t	95%
	鶏ふん	36,572 t	90%	36,000 t	95%
家庭及び事業ごみ	資源ごみ	1,483 t	99%	1,300 t	100%
	不燃ごみ	74 t	0.1%	60 t	5%
	粗大ごみ				
製材残材	端材	774 t	100%	900 t	100%
	おが粉	1,341 t	100%	1,600 t	100%
汚泥	下水	14,505 t	99%	15,000 t	100%
	浄化槽	7,444 t	100%	7,500 t	100%
	農集・小規模	755 t	100%	750 t	100%
	し尿等	567 t	100%	400 t	100%
未利用バイオマス					
圃場残さ	稲わら	856 t	90%	900 t	95%
	もみがら	707 t	60%	700 t	75%
林地残材	搬出間伐	9,696 t	0%	15,000 t	70%
	切捨間伐	2,112 t	0%	4,000 t	50%

第5 バイオマスの活用に関する取組方針について

1 バイオマスの活用の基本的事項

東日本大震災以降、原子力発電への不信感から再生エネルギーへの関心が高まり、バイオマスを活用したエネルギーが再認識されている。化石燃料価格は今世紀に入ってからでも3倍に値上がりしており、今後もこの傾向は続くと思われる。

バイオマスは、再生可能な資源であり、これを製品の原材料や、エネルギー源として活用することは、持続可能な地域社会の構築に必要なものであると考えており、市内に広く存在するバイオマスを活用した新たな産業の育成に伴い、中山間地域の活性化が期待できることから、活用推進に対する様々な課題を整理しながら、バイオマスの新たな収集システムや加工技術を研究し、活用の拡大を図る。

(1) 総合的、一体的かつ効果的な推進

多くのバイオマスは「広く薄く」存在し、特に森林における林地残材については、木材価格の低迷や、発生地からの搬出コストが高いなどから、取扱に大変苦慮している。

そのため、林地残材の効率的な集材、運搬システムの研究や木の駅などの中間山土場を整備するなど、様々な関係者が一体となって、バイオマスの発生から利用までの総合的なシステムを検討、構築する必要がある。

(2) 環境保全への配慮

バイオマスは、持続的に再生可能な資源であるが、生態系のバランスが崩れるような過剰な利用が行われた場合、その持続的な再生が損なわれるだけでなく、自然環境等に悪影響を及ぼす恐れがある。このため、バイオマスの活用を推進するにあたっては、環境の保全への配慮が必要である。

2 各バイオマスの取組方針

(1) 家畜排せつ物

家畜排せつ物は、これまでと同様に堆肥として土づくりのために利用し、耕畜連携を一層推進することを基本とし、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づいた適正な管理を資源としての有効活用の促進を行う。

(2) 家庭及び事業ごみ

循環型社会形成の推進及びごみ処理施設の長寿命化のためにも、4種16分別による分別回収の促進、「ごみ減量化協力団体奨励金」制度による集団回収の促進、小学生を対象とした環境学習事業「ごみの行方」などにより、住民意識向上を目的とした各種施策を実施し、資源有効活用の促進を行う。

(3) 製材残材

現在発生している製材端材やバークについては、一部市内のチップ業者へ堆肥用のチップとして活用されているが、大部分が市外の発電所、製紙工場への中間処理業者、産業廃棄物処理業者で処分している。今後、市内へ木質バイオマス発電所を整備することで、発

電用のチップとしての活用を検討している。

また、副産物として発生する灰については、畑の土壌改良材としての活用方法を研究していく。

（４）汚泥

これまでと同様に堆肥化し、農地還元を推進する。

また、発電エネルギーとしての利用については、周辺へのにおい等、衛生面や整備、維持管理コスト面から現在のところ考えていないが、今後、社会の動向を見ながら研究していく。

（５）圃場残さ

畜産農家と連携した資源循環の取組として、コントラクターを核とした粗飼料の収集と堆肥の散布システムの整備を進め、圃場での焼却を抑制し、地力の向上を図るためのすき込みを推進するとともに、水田の土壌改良材として利用するためにライスセンターを核とした循環システムを推進する。

（６）林地残材

これまで、市内におが粉製造工場があり、林地残材や製材端材などは、おが粉に加工し、猫砂、家畜の敷料などへ活用していたが、民間事業者が事業を撤退したことで、現在では、市内での運搬先がないこと、搬出コストがかかることから林内に放置されている間伐材の割合が多くなっており、有効活用できていない状況である。

今後、木質バイオマス発電所を整備することで、市内で林地残材の活用出来る条件整備を行い、これに伴いルートとしての中間土場の整備や作業道の路網の高密度化など、低コストで効率的な運搬システムの検討を行っていく。

第６ 実施体制について

１ 実施体制

バイオマスの活用を推進するため、関係者が目標を共有して連携をとりながら調整を図り、それぞれの役割を果たしていくことが必要である。そのため、「新見市バイオマス活用推進計画」に関係する各課、バイオマス事業者等と総合的に連携をとり、推進を図っていく。

２ 各関係者の役割

（１）新見市

地域におけるバイオマスの発生状況と活用状況を把握するとともに、バイオマス活用の意義や活用の方向性等を示し、市民への啓発に努める。

あわせて、「新見市バイオマス活用推進計画」に基づき、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組むほか、関連施設や事業等において、バイオマスの積極的な活用に努力する。

（２）農林業者等

中山間地域において、地域に由来する資源を活用した新たな産業の展開は、農山漁村の活性化に重要な取組である。

農林業者は、自らの生産活動そのものが、バイオマスの供給を伴うものであると同時に、耕畜連携などで、堆肥や飼料などとして、バイオマスを積極的に活用する使用者でもあることを理解し、資源循環型社会を実践することが望まれる。

（３）バイオマス事業者

様々なバイオマス発生を伴う生産活動をしている事業者において、廃棄しているものを燃料利用や堆肥化、発電などにより資源化、エネルギー化する取組を拡大されることが期待される。

特に、林地残材や製材端材を活用した木質バイオマス発電事業者においては、これまで市内で処理出来ていない林地残材を有効に活用するとともに、森林所有者や林業事業体等に対して少しでも多くの利益還元をすることで、市内林業の活性化の起爆剤としての大きな役割を期待している。

第７ 新見市バイオマス推進計画の中間評価と事後評価について

１ 中間評価の実施

計画の策定から５年が経過した時点で、バイオマスの利用量・利用率等を基に、計画の進捗状況や取組の効果について、中間評価を実施する。

また、バイオマスに関する状況の変化や、中間評価の結果を踏まえ、必要があると認めた場合は、本計画の内容を変更するものとする。

２ 事後評価の実施

計画期間の最終年度において、バイオマスの利用量・利用率等を把握し、計画の進捗状況や取組の効果を評価する。

